

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 業務の状況 (1)~(5) (略) (6) 連結自己資本規制比率の状況 (記載要領) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208 条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B-1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B-2により、それぞれ記載すること。 (様式A) (略) (様式B-1) (略) (様式B-2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">当期末</th> <th colspan="4">前期末</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">エクスポージャーの所在国・地域</th> <th>カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)</th> <th>各国・地域の金融当局が定める比率(%)</th> <th>適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)</th> <th>適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)</th> <th>カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)</th> <th>各国・地域の金融当局が定める比率(%)</th> <th>適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)</th> <th>適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アルゼンチン</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ベルギー</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブラジル</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>カナダ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中国</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		当期末				前期末				エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	アルゼンチン									オーストラリア									ベルギー									ブラジル									カナダ									中国									<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 業務の状況 (1)~(5) (略) (6) 連結自己資本規制比率の状況 (記載要領) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208 条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。 (様式A) (略) (様式B) (略) (新設)</p>
	当期末				前期末																																																																				
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)																																																																	
アルゼンチン																																																																									
オーストラリア																																																																									
ベルギー																																																																									
ブラジル																																																																									
カナダ																																																																									
中国																																																																									

改正案								現行							
フランス															
ドイツ															
香港															
インド															
インドネシア															
イタリア															
日本															
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<u>(注意事項)</u>															
1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ比率(法第57条の17第1項に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。															
2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。															
3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。															
4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。															
5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。															